

## CASE 1

### 相続財産が不動産しかないので 相続人全員に財産を分割できない……

**相**

続が発生した場合、被相続人が所有していた一切の財産や債務は相続人に引き継がれます。その際、相続人が1人であれば話は早いのですが、相続人が複数いる場合には、承継すべき財産や債務について、それぞれの取り分を決めなければなりません。この手続きのことを遺産分割といいます。

遺産分割の方法には、現物分割、換価分割、代償分割の3つがあります。

最も一般的といえるのが現物分割です。現物分割は、その名のとおり各相続人が遺産をそのままの状態で見分ける方法です。例えば、土地Aは妻、土地Bは長男、定期預金は次男といった具合に遺産を分割していきます。

不動産については、持分3分の1ずつといった具合に、いったん複数の相続人の共有による現物分

割をしており、その後売却して現金化することもできます。

換価分割は対象となる財産を売却し、その売却代金を分割する方法です。売却（換価）の方法には、家庭裁判所が選定する換価人が行なうケースと、競売法による競売の手続きを経るケースがあります。

**代償財産が土地や建物だと譲渡所得税がかかることも**

もし特定の相続人が、対象となる財産を単独で取得したいと考えているのであれば、代償分割を選択するのがよいでしょう。この場合、特定の相続人が対象となる財産を単独で取得する代わりに、他の相続人に対して特定の相続人が所有している現金などの財産を渡します。

代償分割によって財産を受け取った他の相続人は、相続により財



産を取得したものとみなされるため、相続税を支払わなければなりません。

また、特定の相続人が他の相続人に渡す代償財産が土地や建物の場合、時価で譲渡したものとみなされて譲渡所得税がかかりますので、注意が必要です（現金で渡した場合には譲渡所得税はかかりません）。

それでは、具体的なケースを挙げてみましょう。不動産が一筆し

がなく、相続人3名（Aさん、Bさん、Cさん）が均等の相続分を主張している場合を想定します。

現物分割を選択した場合、不動産を3分の1ずつの共有名義で取得することになります。

換価分割を選択すると、不動産の換価手続き後の金額を3分の1ずつ現金で取得することになります。

代償分割では、相続人Aさんが不動産を単独で取得します。代わりに相続人BさんとCさんに対し、Aさん本来の財産の中から相続分に相当する現金等を渡します。BさんとCさんは現金等を取得することになります。

本ケースのような相談を受けた場合は、まず「遺産分割には、現物分割以外にも、不動産を売却し、その売却代金を分割する換価分割や、代償分割という不動産を特定の相続人が取得する代わりに、特定の相続人本来の財産を他の相続人に与える方法もあります」などと、遺産分割の方法を一通り紹介します。そのうえで、それらのメリットとデメリットを説明するとよいでしょう。

▼アドバイスの際にはこんなシートを活用してみよう！

## 相続財産が不動産だけでも 相続人への分割は可能です！

- 以下の質問に答えて、どの遺産分割の方法が適しているのか確認してみましょう

不動産など現物分割しにくい財産があり、なおかつその財産を単独で承継したいと考えている相続人がいる

YES

NO

どちらかを選択します

### ●代償分割



特定の相続人が当該財産を単独で取得する代わりに、他の相続人には現金等の財産を渡します。

### ●現物分割



いったん複数の相続人の共有にしておきます。その後売却したうえで現金化することもできます。

### ●換価分割



家庭裁判所による手続きにより、相続で取得した財産を売却し、その売却代金を各相続人に分割します。

## CASE2

# 被相続人には財産だけではなく 借入金もあるみたいなんだけど…

**相**

続は、被相続人の財産上の権利や義務をすべて引き継ぐものとされています。したがって、相続の対象となる財産には、現金・預金、不動産などプラスの資産だけでなく、借入金などマイナスの資産も含まれることとなります。

相続が発生したからといって、相続人は自らの意思に反してまで相続を強制されるわけではありません。民法では、相続放棄や限定承認を認めています。

相続放棄とは、相続財産をすべて放棄し、一切財産を相続しないという民法上の手続きのことをいいます。よく、遺産分割協議において自己の相続分を放棄しただけのケースを「相続を放棄した」ということがありますが、これは民法上の相続の放棄とは根本的に違いますので、注意が必要です。借金は、その承継者が決まらな

い場合、法定相続分に従って各相続人が負担することになりますので、遺産分割協議により財産の取得を放棄しても、借金を負担しなければならぬケースがあります。そのようなことにならないためにも、きちんとした相続放棄の手続きを取ることが重要です。

民法上の相続放棄の手続きは、相続人が相続放棄申述書を相続発生から3ヵ月以内に家庭裁判所に提出することにより開始されます。いったん相続放棄が受理されると、相続放棄の取消しは原則としてできません。

ここで注意しておきたいのが、相続放棄をした相続人は、最初から相続人でなかったとみなされることです。この場合、相続放棄者の子や孫に代襲相続は行なわれません。

仮に、第1順位の相続人全員が相続を放棄した場合は、第2順位



または第3順位の相続人が繰り上がって相続人となってしまうかもしれません。その際、「知らない間に借金が回ってきた」ということにもなりかねないので、相続放棄をするときは、関係者全員で相談することが望ましいといえます。

**単純承認した相続人がいれば  
限定承認は選択できない**

限定承認とは、プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を相続す

るといふ民法上の手続きをいいます。

具体的には、相続開始を知った日より3ヵ月以内に、相続放棄者を除く相続人全員が財産目録を添えて家庭裁判所に限定承認申述書を提出します。ただし、相続人の中に1人でも単純承認をした人がいる場合は、限定承認を選択することはできません。

限定承認の手続きの結果、最終的にマイナスの財産のほうが多く、債務を弁済しきれない場合には、相続人は残りの債務の返済が不要となります。逆にプラスの財産のほうが多ければ、マイナスの財産を差し引いた分の財産を取得することができます。

本ケースのような相談に対しては、「被相続人に借入金が多い場合、相続放棄および限定承認という手続きを検討する必要があるかもしれません。ただし、これらの手続きは、相続発生から3ヵ月以内に家庭裁判所に対して申請しなければなりませんので、注意が必要です」などと、相続放棄や限定承認が可能なことや、それらの手続き上の留意点を説明するとよいでしょう。

▼アドバイスの際にはこんなシートを活用してみよう！

## 被相続人に債務がある場合には 相続放棄等が有効となります

●被相続人の債務を背負わないようにするには、  
以下のような対応を取るとよいでしょう

### ●限定承認●



プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を相続するという民法上の手続きをいいます。

どんな手続きを取るの？

相続の開始を知った日から3ヵ月以内に、相続人全員が共同で限定承認申述書を家庭裁判所に提出する必要があります。

### ●相続放棄●



相続財産をすべて放棄し、一切財産を相続しないという民法上の手続きをいいます。

どんな手続きを取るの？

相続の開始を知った日から3ヵ月以内に、各相続人が単独で相続放棄申述書を家庭裁判所に提出する必要があります。

### ▶被相続人の財産を単純承認すると…

財産の相続にあたっては、限定承認や相続放棄だけではなく、単純承認という方法もあります。単純承認の場合、プラスの財産およびマイナスの財産のすべてを相続することになります。当然、債務の返済義務が発生しますので、相続財産等から返済する等の対応が必要です。なお単純承認については、特に手続きを行なう必要はありません。



## CASE3

# 遺産分割協議を行ないたいんだけど どう進めればよいのか分からない…

**遺**

遺産分割協議を行なう前に、まず確認しておきたいのが、遺言書の存在です。被相続人が遺言書を残している場合、原則として遺言に従わなければなりません。ただし遺言書自体が有効であっても、個別の遺産の分割について書かれていないなどの場合には、改めて相続人の中で遺産分割協議をする必要があります。

また、相続する財産を他の相続人が相続する財産と取り替えてほしいといった場合にも、遺産分割協議による遺産分割が利用されません。つまり、相続人の中で合意があれば、遺言書と相続分が違っていても、遺産分割協議での決定事項が優先されるのです。

### 特別受益分の考慮が必要

まずは、遺産分割協議に参加すべき相続人や包括受遺者を確定させなければなりません。相続人・

包括受遺者全員が参加しない遺産分割協議は無効になるからです。

受遺者とは、本来相続権はないものの、遺言によって被相続人から財産の取得者として指定された人をいいます。包括受遺者は、「遺産の何分の1を遺贈する」といった具合に、一定の割合の財産の遺贈を受ける受遺者のことをいいます。包括受遺者も相続人と同様の地位が認められていますので、遺産分割協議に参加する必要があります。

遺産分割協議への参加者が確定したら、次は相続財産の調査を行ないます。

まず、被相続人の残した通帳や郵便物などから相続財産を洗い出します。そのうえで、不動産であれば、固定資産評価証明書や路線価図などから相続発生時の時価を評価します。預貯金については、残高証明書などから金額を算出し



ます。

また遺産分割協議にあたり、相続人等に対する生前贈与などの特別受益分を考慮しなければなりません。

相続人の中で、被相続人から生前に多くの財産をもらっていた人がいた場合、それを考慮に入れないと相続分を考えると、他の相続人との公平性に欠けます。そこで、贈与を受けた相続人の相続分から、生前贈与などの特別受益分

を差し引いて計算することがあります。

こうして遺産分割協議のベースとなる遺産明細が完成します。遺産明細には「自宅の土地が〇〇円、〇〇銀行の預金が〇〇円」というように、個々の財産を金額で表します。遺産分割協議では、法定相続分や被相続人の遺言書の内容、寄与分をもとに、相続人・包括受遺者間で話し合い、遺産分割の内容を調整していきます。

寄与分とは、生前に被相続人に対して特別の貢献をした相続人が取得することができる権利です。寄与分を有する相続人は、本来の相続分に寄与分の額を加算して相続することができます。

協議の結果、相続人全員が納得できる遺産分割案が決まれば、遺産分割協議は終了です。後日争いが起こるのを避けるためにも、その内容を遺産分割協議書という形で残しておきます。

遺産分割協議書は、特に様式は定められていませんが、各種財産の名義を相続人に変更する際の確認書類となるため、ある程度厳格に作成しなければなりません。

▼アドバイスの際にはこんなシートを活用してみよう！

## 遺産分割協議はこのような 手順で行なうとよいでしょう！

### 遺言書の確認

遺言書がある場合には、その内容が優先されますが、相続人の中で合意があれば、遺言書と異なる内容で遺産分割を行なうことも可能です。



### 遺産分割協議への参加者の確定

相続人・包括受遺者全員が参加しない遺産分割協議は無効になります。養子や認知された非嫡出子などがあるかどうかを確認したうえで、遺言書に包括受遺者が記載されているかどうかをチェックしましょう。

### 遺産明細の作成

被相続人にはどんな財産があるのかを洗い出したうえで、不動産の時価や預貯金の金額などをもとに相続財産の評価を行ないます。また、生前贈与などの特別受益分があれば、それについても考慮する必要があります。

### 遺産分割協議の実施

法定相続分や遺言書の内容、寄与分などを考慮したうえで、相続人・包括受遺者全員で遺産分割の内容について話し合います。

### 遺産分割協議書の作成

後日、相続人の中で争いが起こることを避けるためにも、遺産分割協議書を作成しておきましょう。



被相続人からよく聞かれる

# 相続対策に関するこんな質問にはこうアドバイスしよう

## ① 財産の円滑な相続のため遺言を残したいが ② どう作成すればよいのか分からない……

**遺** 言とは、遺言者が示した最終的な意思表示のことをいいます。遺言は、被相続人の死後に効力が生じるため、その真実性や内容が問題になっても、だれも確認することができません。したがって、遺言には一定の方式が定められています。

主な遺言には、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言があります。順に見ていきましょう。

自筆証書遺言は、遺言者が自分で書いた遺言書のことをいいます。パソコンやワープロでの作成は認められません。遺言の内容だけでなく、日付および氏名もすべて自筆で書いたうえで、押印しなければなりません。

書き間違えたときや追記したいことがあるときには、「3文字削除」「14文字加筆」などと該当箇所の近くに付記し、変更箇所署名の際に押印したものと同一印鑑

を押す必要があります。

自筆証書遺言のメリットとしては、他の方式に比べて費用がかからない、遺言内容の秘密が確保できるといった点でなく、遺言したこと自体を秘密にできるなどの点が挙げられます。

デメリットには、遺言書が相続人に発見されなかったり、破棄されるおそれがあること、本人が書いたものかどうか争点になるケースもあること、相続発生後に家庭裁判所の検認が必要になることなどがあります。

### 秘密証書遺言は代筆も可

一方、秘密証書遺言は、パソコン・ワープロや代筆でも作成することができます。公証人が確定日付を付けてくれるため、日付は必ずしも必要ではありません。

作成までの手順としては、まず遺言内容を記載した証書に遺言者



といっても遺言内容の秘密を確保できる点です。他方、デメリットとしては、費用がかかる、相続発生後に家庭裁判所の検認を受けなければならぬ、遺言したこと自体は公証人と証人に知られるなどがあります。

公正証書遺言は、2人以上の証人の立会いのもとに遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、公証人がそれを筆記し、これに遺言者、証人および公証人が自署押印することにより作成されます。

公正証書遺言は、あらかじめ公証人が適法かどうかをチェックしており、遺言者本人の意思に基づいた内容であることが公的に証明されていますので、遺言の中で最も信頼できるものといえます。

また、家庭裁判所の検認が不要であること、公証人役場に原本が保管されているので、紛失しても再発行請求ができることなどのメリットもあります。

他方、公正証書遺言のデメリットとしては、費用がかかる、内容を公証人と証人に知られるなどの点が挙げられます。

自らが署名・押印したうえで封筒に入れ、証書に押印したものと同一印鑑を封筒の封じ目に押印します。次に、その封筒を公証人および2人以上の証人の前に提出して、自己の遺言書である旨並びに遺言者の氏名および住所を申述し、公証人が、証書を提出した日付および遺言者の申述を封筒に記載した後、遺言者および証人が自署押印します。

秘密証書遺言のメリットは、何

（税理士・八木正宣）

▼アドバイスの際にはこんなシートを活用してみよう！

## 遺言を残す場合には このような方法があります！

### ●遺言には、以下の3つがあります

#### ●自筆証書遺言

##### 主なメリット

- ・1人で作成できる
- ・公証役場に行く必要がない
- ・お金がかからない

##### 主なデメリット

- ・偽造されやすい
- ・紛失するおそれがある
- ・家庭裁判所での検認が必要

#### ●秘密証書遺言

##### 主なメリット

- ・内容を秘密にできる
- ・偽造や隠匿の心配がない
- ・代筆も可能

##### 主なデメリット

- ・形式不備になるおそれもある
- ・証人が2人以上必要になる
- ・家庭裁判所での検認が必要

#### ●公正証書遺言

##### 主なメリット

- ・形式不備の心配がない
- ・紛失しても再発行が可能
- ・家庭裁判所での検認は不要

##### 主なデメリット

- ・証人が2人以上必要になる
- ・費用がかかる

### ●自筆証書遺言はこのように作成するとよいでしょう

#### 遺言書

内容、日付、名前はすべて自筆で書きます

遺言者 近代太郎は、この遺言により、次のとおり遺言する。

一 遺言者の妻近代花子には、次の土地建物および預貯金を相続させる。

- 1 ○○市○○町○番 宅地 78.60m<sup>2</sup>
- 2 同所同番地 家屋番号 ○番○ 木造スレート葺き2階建 居宅  
床面積 1階 48.23m<sup>2</sup> 2階 48.23m<sup>2</sup>
- 3 ○○銀行○○支店 口座番号 ○○○の定期預金および普通預金

二 遺言者の長男近代一郎には、次の預貯金および株式を相続させる。

- 1 ○○信用金庫○○支店 口座番号 ○○○の定期預金および普通預金
- 2 ○○株式会社の発行する株式 2,000株

三 遺言者の長女現代良子には、婚姻に際して、住宅取得資金を補助してあるので、現金50万円を相続させる。

四 その他ここに記載されていない財産の一切を妻近代<sup>①</sup>良子 花子に相続させる。

2文字削除 ←

平成○○年○○月○○日

本籍 ○○市○○町○丁目○番○号

住所 ○○市○○町○丁目○番○号

遺言者 近代 太郎 ①

修正する場合には、「2文字削除」や「14文字加筆」などと付記し、署名の際に押印したものと同一印鑑を押します